

消取引第260号
令和7年3月19日

消費者委員会
委員長 鹿野 菜穂子 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公印省略)

特定商取引に関する法律施行令の改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、
下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律
第57号）第64条第1項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象と
して政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特
定商取引に関する法律施行令別表第2（第11条、第12条関係）の改正を行う
ことについて

以上

対象となる業務

「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 61 号）第 2 条による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（以下「改正商工中金法」という。）に係る以下の業務

○改正商工中金法第 60 条の 35 第 1 項第 8 号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第 2 項に規定する役務の提供

以上